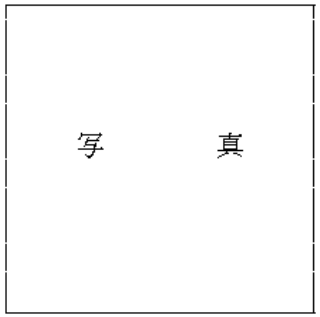
様式第二十一（第二十一条関係）（令二環省令六・全改）

（表　面）

第　　号

身分証明書



所属
職名
氏名
生年月日

年　月　日発行

都道府県知事（市長）　　印

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第三十三条第一項に規定する立入検査を行う職員である。

備考　この用紙は、日本産業規格Ａ６とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

駐車場又は自転車置場の設置及び管理に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号） （駐車場及び自転車置場） 第二十二条　都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出があつた場合において、駐車場の構造又は設備が政令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その構造又は設備を当該技術上の基準に適合するように修繕し、又は改造すべきことを命ずることができる。 2　（略） （駐車場及び自転車置場） 第二十四条　（略） 2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	駐車場又は自転車置場の設置及び管理に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号） （駐車場及び自転車置場） 第二十二条　都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出があつた場合において、駐車場の構造又は設備が政令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その構造又は設備を当該技術上の基準に適合するように修繕し、又は改造すべきことを命ずることができる。 2　（略） （駐車場及び自転車置場） 第二十四条　（略） 2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。 3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（駐車場及び自転車置場） 第二十三条　都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出があつた場合において、駐車場の構造又は設備が政令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その構造又は設備を当該技術上の基準に適合するように修繕し、又は改造すべきことを命ずることができる。 2　第二十四条第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。 3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （駐車場及び自転車置場） 第二十四条　（略） 2　（略） （駐車場及び自転車置場） 第二十五条　都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出があつた場合において、駐車場の構造又は設備が政令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その構造又は設備を当該技術上の基準に適合するように修繕し、又は改造すべきことを命ずることができる。 2　第二十四条